平成２２年（フ）第８０９号
長野県上高井郡小布施町大字小布施1105
債務者　大島　愛弓
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１０号
青森県青森市浪岡大字浪岡字平野169―９
コーポ平川２―３
債務者　吉谷和賀子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１１号
静岡県掛川市高田181
債務者　鈴木　智明
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１２号
東京都三鷹市北野２丁目４―32―206
債務者　岩永　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１３号
東京都新宿区四谷４丁目18―３
債務者　鈴木　春夫
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１５号
東京都品川区大井５丁目５―15
債務者　大内　良和
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３２８６号
横浜市緑区中山町49番地３　レジデンス数沢103号
債務者　大竹　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５７９号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目６番28号
サンテラス露木Ａ号
債務者　赤嶺　昌子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６０３号
横浜市旭区若葉台１丁目10番401号
債務者　佐藤かおる
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６０８号
神奈川県大和市上草柳２丁目17番13号
債務者　増田　高康
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６２０号
横浜市泉区新橋町249番地　越水荘Ａ棟２―２号室
債務者　荒川　順子（旧姓壁村）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６４９号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地67―207
債務者　吉里ジェニー
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６５４号
神奈川県大和市中央林間５丁目７番13号　ハイネスアミクラ303号
債務者　田中　治雄
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６５８号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1500番地　笹山アパート38棟204号
債務者　住本　博昭
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６９１号
横浜市金沢区富岡西１丁目43番３号　富士栄荘２Ａ
債務者　西海　　昇
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１号
横浜市保土ケ谷区川島町661番地　ハイム向台８号棟506号室
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部